

北杜市エコな農産物等認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、山梨県（以下「県」という。）が実施する「やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度」（以下「やまなし認証制度」という。）に基づき認証された農産物及びその加工品（以下「農産物等」という。）のうち、市内で生産された農産物等を市で認証し付加価値を更に高めることにより、生産者の生産意欲の高揚と実需者又は消費者の信頼確保につなげ、本市の環境保全型農業の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における「やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度」とは、農業分野において土壌に二酸化炭素を炭素として貯留し、ゼロカーボン社会の実現や地球温暖化の抑制に貢献する国際的な取組である「4パーミル・イニシアチブ」を行い農産物の生産を行っている圃場、そこで生産される農産物及びその加工品又は「4パーミル・イニシアチブ」の取組を推進する具体的な計画を県が認証する制度をいう。

(認証の対象)

第3条 認証の対象となる農産物等は、やまなし認証制度の認証を受けているもので、市内の圃場において生産されたものとする。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北杜市エコな農産物等認証申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度（アチーブメント、エフォート）認証申請書の写し
- (2) やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証通知書の写し
- (3) やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証証書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認証の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、認証すべきものと認めたときは、北杜市エコな農産物等認証決定通知書（様式第2号）を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

3 市長は、申請内容が認証基準に適合しない場合は、その理由を付し申請者に通知する。

(認証の期間)

第6条 認証の有効期間は、やまなし認証制度の有効期間とする。

(認証マークの使用)

第7条 認証の決定を受けた者（以下「認証取得者」という。）は、前条に規定する期間内において、北杜市（以下「市」という。）が策定した北杜市エコな農産物等認証マーク（以下「認証マーク」という。）を、出荷又は販売する農産物等に表示することができる。

2 認証マークの取扱い等については、別に定める認証マーク使用基準に基づき、適正な使用に努めなければならない。

（認証マークの調査）

第8条 市長は、認証取得者が農産物に表示する認証マークの管理及び使用の状況等について調査することができる。

（認証の変更）

第9条 認証された内容に変更が生じた場合は、北杜市エコな農産物等認証変更届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（1） やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度（アチーブメント、エフォート）認証（変更）申請書の写し

（2） その他市長が必要と認める書類

2 変更に伴い、認証基準を満たさなくなる場合は、認証マークの使用を中止し、市長に報告するものとする。

（認証の取消し）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により認証マークを使用した場合又は法令等に違反した場合で市長が特に認めた場合は、認証を取り消し、認証マークの使用を中止させるものとする。

2 認証取得者及び第三者に損失があっても市長は責任を負わない。

（情報の公開）

第11条 市長は、次の事項について市のホームページ等で公開する。

（1） 認証取得者の氏名

（2） 認証された農産物等

（3） 販売先又は販売場所

（4） その他必要な事項及び認証取得者が希望する事項

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

北杜市長 様

（申請者）

住所

氏名

電話番号

北杜市エコな農産物等認証申請書

北杜市エコな農産物等認証制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 農産物の生産場所
- 2 農産物等名（品目名）
- 3 販売先又は販売場所
- 4 添付書類
 - （1） やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度（アチーブメント、エフォート）認証申請書の写し
 - （2） やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証通知書の写し
 - （3） やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証証書の写し
 - （4） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

北杜市長 印

北杜市エコな農産物等認証決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、北杜市エコな農産物等
認証制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 農産物の生産場所
- 2 農産物等名（品目名）
- 3 認証期間

年 月 日

北杜市長 様

（申請者）

住所

氏名

電話番号

北杜市エコな農産物等認証変更届出書

年 月 日付けで認証決定のあった内容について、次のとおり変更をした
いので、北杜市エコな農産物等認証制度実施要綱第9条の規定により届け出します。

1 変更の理由

2 変更の内容

添付書類

- （1） やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度（アチーブメント、
エフォート）認証（変更）申請書の写し
- （2） その他市長が必要と認める書類